

# 新型コロナウイルスに対する行動指針

<大切なご利用者と職員の生命を守るため私たちは行動します>

## 1 基本的な職員の約束事

- ・ 不要不急の外出を控えるとともに3密（密閉 密集 密接）となる空間を避ける
- ・ 大人数が集まる場所での食事会やイベントへの参加は極力控える
- ・ 私生活でも感染防止のために手洗い、アルコール手指消毒、マスク着用に心がける
- ・ 毎日本体を測定し健康チェックシート（別表）に記入する
- ・ 少しでも体調の変化があった場合は上司に報告し、かかりつけ医に受診する

## 2 出勤時の約束事

- ・ 体温測定、手指消毒、全身への噴霧
- ・ 制服での出勤は禁止（施設にウイルスを持ち込まないため）
- ・ 更衣室への出入り時には、手とドアノブを消毒する
- ・ 着用してきた洋服はロッカーに入れる
- ・ 更衣室は1人での使用を守る

## 3 業務中の約束事

- ・ マスク、プラスチックグローブを常に着用
- ・ 状況によりフェイスシールドを着用
- ・ 1工程1手洗い1消毒を厳守
- ・ 休憩時もマスクを着用し密にならないよう気を付ける

## 4 退勤時の約束事

- ・ 更衣室への出入り時には、手とドアノブを消毒する
- ・ フェイスシールドを消毒する
- ・ 更衣室は1人での使用を守る
- ・ 制服での退勤は禁止（自宅にウイルスを持ち帰らないため）

## 5 施設面会者への対応

- ・ 施設にウイルスを持ち込まないため、面会は原則的にリモート面接とする
- ・ 面会の必要がある場合は、体調チェックを行い管理者の承認の上で行う

## 6 濃厚接触者が出た場合の施設対応

- ① 職員の同居家族の知人や同居家族の勤務先同僚が濃厚接触者、又は調査中となった場合
  - ・ 職員の出勤は認めるが、極力人と接触しない間接業務にあたることとする
  - ・ 体調変化に注意するとともに、ガウン、手袋、フェイスシールド等の感染防止を徹底する
- ② 職員の同居家族が濃厚接触者、又は調査中となった場合
  - ・ 同居家族の陰性が確認できるまでは出勤を停止とする
  - ・ 同居家族の陰性が確認された場合、本人の体調に問題がない場合は出勤を認める
  - ・ 施設運営上可能であれば、陰性診断後の再検査で陽性が確認される場合があるので、心配な場合は①に準じた対応、または、数日間自宅待機するなどの対応をケースバイケースで行う
- ③ 職員自身が濃厚接触者、又は要調査中となった場合
  - ・ PCR 検査(保健所の指示にて実施、指示がない場合は法人の考え方として濃厚接触後 5 日目に実施)にて本人の陰性が確認できた後、5 日間の体調観察を行い問題がなければ出勤を認める
  - ・ 出勤にあたっては管理者許可を必要とする
  - ・ PCR 検査の費用は保健所の指示であれば無料であるが、指示がない場合は検査にかかった費用は施設負担とする
- ④ 濃厚接触者には当たらないが、感染者と接したことで保健所から自宅待機を要請された場合
  - ・ 出勤を停止とする
  - ・ 保健所の指示がない場合、法人独自の PCR を実施し陰性が確認された時点で出勤を認める
- ⑤ 職員自身が業務で感染した場合
  - ・ 保健所の許可があるまで出勤を停止とする
  - ・ 休業補償を施設が行う

## 7 コロナウイルスに備えた施設の体制整備

- ① 職員に対し、知識にとどまらず実践的な感染症対策研修を行う
- ② 感染者が発生した場合に備えて、レッドゾーン(危険区域)、イエローゾーン、グリーンゾーンを明確にして、演習を実施することにより職員の対応力を向上させる
- ③ 陰圧装置を設置し、感染防止を図る
- ④ 感染症対策にかかわる備品の備蓄を図る  
(ガウン・ゴーグル・ディスポ手袋・消毒用アルコール・マスク・ヘアーキャップ・シューズカバー・フェイスシールド等)

